

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20191119 電委第 3 号
令和元年 1 2 月 6 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について（回答）

令和元年 1 2 月 2 日付け 2 0 1 9 1 1 2 1 資第 1 5 号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の変更登録について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、変更登録をすることに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たっては、平成 3 1 年 2 月 2 5 日付け 2 0 1 9 0 2 0 4 電委第 2 号により貴職に対して当該ガス小売事業者の変更登録に付すようお願いした条件が、当該変更登録後においても、取り消されるものではなく、なお効力を有するものとされるようお願いいたします。また、当該条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

(別添)

(ガス小売事業者)

・ENEOS グローブエナジー株式会社
(登録番号：A0029)

法人番号 4010001108754